

「南公園ステーションキッチン」出店者利用規約

出店時は、下記の利用規約を必ず遵守してください。

本規約をお守りいただけない場合、出店をお断りさせていただく場合がございます。

あらかじめよくお読みいただき、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

(利用目的) 第 1 条

当シェアキッチンは、神戸市が実施するポートアイランドの活性化・賑わい創出・交流促進を目指したシェアキッチン社会実験の目的で飲食店利用することを原則といたします。宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識的な行為等によるご利用は固くお断りいたします。

(営業時間) 第 2 条

営業時間は平日 11:00~14:30(L.O 14:00)/土日祝 11:00~17:00(L.O 16:30)となります。

営業時間を遵守してください。尚、事前準備作業・片付け作業は、営業時間の前後 2 時間以内であれば可能です。

(搬入・搬出) 第 3 条

搬入出は事務局が指定する経路に従って行ってください。

利用時の荷物搬入出の際に、本建物の毀損、汚損等があった場合は、損害賠償費用を実費で請求させていただきます。

(利用制限) 第 4 条

以下に該当する場合、出店申込受付後もしくは出店途中においても、事務局の判断で申込の取り消しや利用停止の処置をとる場合がございます。この場合に生じる出店者の損害に対し、当方は一切の責任を負いません。

- ①第三者に当建物の利用権の譲渡あるいは転貸をした場合
- ②申込時の出店目的内容と実際の利用状況が著しく異なる場合。
- ③出店申込書のご記入内容に虚偽があると認められた場合。
- ④管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
- ⑤許認可もしくは資格が必要であるにもかかわらず、資格がない状態で利用する場合。
- ⑥暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合。
- ⑦未成年のみの出店の場合。(保護者もしくは責任者を同伴してください)
- ⑧危険物の持ち込み、または危険物の持ち込みによる人身事故、建物・設備・備品等の毀損、汚損、紛失した場合。
- ⑨展示および装飾施工上、室内に釘・鋸・アンカー等を打ったり、許可無く糊・強粘着テープ等を貼った

場合。

- ⑪音・振動・臭気の発生等により、来店者や当建物の近隣に迷惑を及ぼすまたはその恐れがある場合。
(ご利用中の扉・窓等の開放は厳禁です)
- ⑫来店者数が利用空間の許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。
- ⑬指定外駐車場および近隣建物の敷地、路上等にバイク・自転車を駐輪、または自動車を駐車した場合。
- ⑭当方からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
- ⑮その他当建物の管理運営上、支障があると判断する場合。
- ⑯喫煙が発覚した場合。(本建物は全面禁煙です)
- ⑰その他、本規約に反すると当方が判断した場合は、利用を取り消しいたします。

(免責及び損害賠償) 第 5 条

- ・当建物利用中の展示物及び出店者や来店者が持ち込んだ物(貴重品を含む)等の盗難、毀損、汚損等事故については、その原因の如何を問わず、当方は一切の責任を負いません。
- ・天変地異、関係各省庁からの指導、その他事務局側の責に帰さない事由により利用が中止された場合、その損害については一切の責任を負いません。
- ・当建物、設備、什器、備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
- ・備品等の損壊等、不具合が生じた場合や発見した場合は、速やかに事務局に報告すること。
- ・その他、出店者が本規約に違反したことによって、当方が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求いたします。

(安全管理) 第 6 条

- ・出店にあたり、事前に「衛生計画表」を作成し、事務局に提出いただきます。作成した「衛生計画表」を遵守の上、営業を行ってください。
- ・出店期間中は、出店者側の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行うとともに、出店申込者は責任者として、必ず常駐してください。
- ・保安全管理のため事務局が必要と判断した場合、当建物内に立ち入ることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・防災および防犯上必要と判断した場合には、使用中であっても荷物や機材等の移動をお願いする場合がございます。
- ・当建物内には、危険物の持ち込みは一切できません。
- ・出店期間内において、事務局より出店申込者(責任者)に鍵を預託する場合がございます。その際、出店申込者は責任者として使用終了後、全てのドア・窓・勝手口の施錠を必ず行い、所定の場所に鍵を返却してお帰りください。施錠されていない状態で本建物が盗難・火災等に遭った場合は、全額を損害賠償請求いたします。

(案内状等の掲示物の設置) 第 7 条

- ・催物案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する場合には、事前に事務局に承認を得てください。設置

場所については当方よりご案内します。

- ・当建物内に無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置された場合は、直ちに撤去いたします。

(利用後の原状回復) 第 8 条

- ・照明、エアコン、換気扇、使用機器の電源の切り忘れ、水道蛇口の閉め忘れ等がないか、出店の都度、ご確認ください。出店者の確認不足により事務局側が不利益を被った場合は、後日、一部負担金や損害賠償を請求する場合があります。
- ・特に、キッチン及びトイレ洗面スペースは、衛生上の観点から、出店の都度、丁寧な後片付けや洗浄、清掃をお願いします。
- ・また、出店希望の最終日には、事務局の担当者とともに後片付けの確認と備品点検をしてからご退室いただきますので、設備や備品は使用前の状態まで原状回復してください。
- ・洗浄・清掃や後片付けが不十分と事務局が判断した場合は、別途「清掃料金」を請求する場合があります。

(ごみ等の廃棄) 第 9 条

- ・利用にあたり発生した残材やごみ等は、下記に分別の上、指定のごみ袋（出店者負担）に入れ、指定ごみ回収 BOX に綺麗に格納下さい。事務局側で回収いたします。
 - ① 普通ごみ（生ごみと燃えるごみと下記以外のごみ）
 - ② プラスティック（資源）
 - ③ 缶・瓶・ペットボトル（資源）

(キッチン利用) 第 10 条

- ・キッチンは飲食店営業許可を得ているため、事前に申告されたメニューしか調理・販売ができません。必ず事前にご申告ください。なお出店者のうち 1 名は「食品衛生責任者」の資格を有しており、一連の食品衛生の法律を遵守して利用すること、及び、PL 保険（生産物賠償保険）へ加入すること（未加入の方のみ）が条件となります。
- ・熱機器や刃物等のお取り扱いには十分ご注意ください。調理中の事故、怪我、食中毒などのトラブルに関して、事務局は一切責任を負いません。安全衛生面には十分ご配慮の上、実際にトラブルや苦情等が発生した場合は全責任を持ってご対処ください。なお事務局側の責めに帰さない事由により事務局側に損害が発生した場合、全額賠償請求いたします。
- ・室内、設備、什器、貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、速やかに申し出てください。なお、その損害については実費を全額賠償請求いたします。
- ・油を多量に使う場合は、油を固める溶剤等をご用意ください。
- ・魚貝類を持ち込みの場合、処理作業は必ずシンク内のみで行い、汁やアラなどの臭いを床や壁等に付けないなどの最善の配慮をお願いいたします。
- ・消費電力の大きな調理器具を持ち込んでのご使用は、事前にご相談ください。
- ・加熱調理中は、必ず換気を行い、やけど等のケガに十分注意してください。

・調理器具・キッチン用洗剤、スポンジ、タワシ、布巾等の洗浄・清掃備品、ごみ袋その他の消耗品（オープンペーパー、ラップ、キッチンペーパー、ホイル、調味料等）はご用意ください。

※原則、事務局による貸出・販売はございません。

(必要書類の提出) 第 11 条

・出店にあたり、下記資料を作成し、事務局に提出いただきます。資料の雛形は申込者に個別に案内いたします。

- ① 出店申込書
- ② 覚書
- ③ 衛生計画表

(その他) 第 12 条

出店日確定後のキャンセルは原則不可となります。万一やむを得ない理由等でキャンセルを希望する場合は事前に下記事務局までメールにて相談してください。

上記の他、事業実施に必要な事案が発生した場合に事務局の指示に従って、安心安全な営業を行ってください。

<主催>

神戸市 都市局 未来都市推進課

<運営事務局>

株式会社スリークリエイト

E-mail info_minamipark@3create.jp